

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

訓 令

○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

訓 令

福島県訓令第二十四号

本 庁 機 関
出 先 機 関

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」という。）がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員の項中「いわき市中央台飯野三丁目三番地一号」を「双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂五番地の六」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年七月一日から施行する。

（行政経営課）